

第 6693 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2021年)令和3年 6月 2日 水曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: https://www.zeirishi-miwa.co.jp
-----	--

♠ 在宅勤務者に対する食事の支給(食券)

Q : 在宅勤務者に対する昼食の補助として、食券を支給しようと思います。どのようにしたらいいですか？

A : 次のようにします。

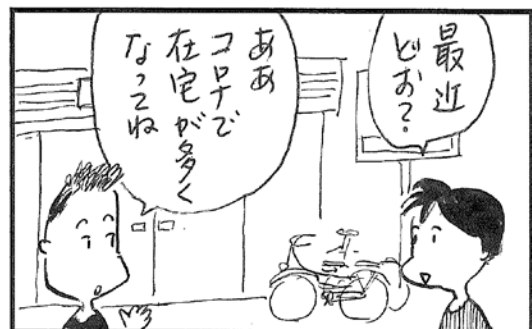
【解説】

所得税では、企業が従業員に食事の支給をする場合に、その従業員から実際に徴収している対価の額がその食事の価額の50%相当額以上であり、かつ、企業の負担額(食事の価額からその実際に徴収している対価の額を控除した残額)が月額3,500円(消費税等の額を除く)を超えないときは、その従業員が食事の支給により受ける経済的利益はないものと取り扱うこととしています。

したがって、食券がまずこの要件を満たさなければなりません。

また、この取扱いは、日々の昼食等に対する補助を目的とするものですから、食券の未使用分を繰り越して、一度に多額の食事をするためにその食券を利用するという事は、この取扱いの趣旨に反するものと考えられます。

このことから、食券の支給が食事そのものの支給と同視されるには、1回の食券の利用について、一般的な昼食等としての相当額の範囲を逸脱しない限度額を設定することや、食券の利用可能期間を設定しておくことが必要になると思われます。



【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】